

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号の一部改正
- 鳥取県畜産振興資金貸付基準の廃止

規 則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表を次のように改める。

功 勞 の 程 度 による 支給額		功 勞 の 程 度 による 支給額	
功 勞 の 程 度	支 給 額	功 勞 の 程 度	支 給 額
一 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一七、〇〇〇、〇〇〇円	一 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一七、〇〇〇、〇〇〇円
二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一二、五〇〇、〇〇〇円	二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一二、五〇〇、〇〇〇円
三 特に顕著な功勞があると認められる者	九、〇〇〇、〇〇〇円以上 六、〇〇〇、〇〇〇円以下	三 特に顕著な功勞があると認められる者	九、〇〇〇、〇〇〇円以上 六、〇〇〇、〇〇〇円以下
四 多大な功勞があると認められる者	三、三〇〇、〇〇〇円	四 多大な功勞があると認められる者	三、三〇〇、〇〇〇円

別表第二の表を次のように改める。

功勞の程度及び障害の等級	功勞の程度及び障害の等級による支給額	
	功勞の程度	障害の等級
一 級	（一）功勞の程度が認められる者 二、五〇〇、〇〇〇円	（二）特に顕著な功勞があると認められる者 九、〇〇〇、〇〇〇円
二 級	（一）功勞の程度が認められる者 一〇、三〇〇、〇〇〇円	（二）特に顕著な功勞があると認められる者 八、一〇〇、〇〇〇円
三 級	（一）功勞の程度が認められる者 九、〇〇〇、〇〇〇円	（二）特に顕著な功勞があると認められる者 七、一〇〇、〇〇〇円

鳥取県規則第五十四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県消防顕彰金条例施行規則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

功勞の程度による増額
 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が一級に該当するものについては、一級の最高額に一、二五〇、〇〇〇円を加算することができる。

八 級	四、二〇〇、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円 二、二〇〇、〇〇〇円	以 上	一、三〇〇、〇〇〇円
七 級	五、〇〇〇、〇〇〇円	三、九〇〇、〇〇〇円 二、七〇〇、〇〇〇円	以 上	一、五五〇、〇〇〇円
六 級	六、〇〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇、〇〇〇円 三、一〇〇、〇〇〇円	以 上	一、八〇〇、〇〇〇円
五 級	六、九〇〇、〇〇〇円	五、四〇〇、〇〇〇円 三、七〇〇、〇〇〇円	以 上	二、一〇〇、〇〇〇円
四 級	八、一〇〇、〇〇〇円	六、三〇〇、〇〇〇円 四、二〇〇、〇〇〇円	以 上	二、四〇〇、〇〇〇円

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
 鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の
 一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の八十」の下に「（畜産振興資金にあつては、百
 分の九十）」を加える。

第七条に次の一項を加える。

3 生産方式改善資金の畜産振興資金の貸付けを受けようとする者が農業
 者である場合には、その者が加入している別表第一第八号に規定する取
 決めをした農業者の組織する団体の他の構成員が連帯保証人とならな
 ければならない。

別表第一中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 畜産振興資 金 知事が定 める基準に基 づき、農業者 の組織する団 体において決 定された飼料 の自給度の向 上又は肉用牛 の飼養規模の 拡大若しくは 飼養管理方法 の改善を内容	イ 飼料の自給度の向上を図 るために必要な施設、機械 又は資材の購入又は設置に 要する資金	飼料作物の作 付面積十ア一 ルにつき十四 万四千円	以十 年内	以三 年内
ロ 肉用牛の 飼養規模の 拡大又は飼 養管理方法 の改善を図 るために必 要な施設、 機械又は資	ハ 繁殖牛に 係るもの	繁殖牛一頭に つき十六万七 千円	以十 年内	以三 年内
	ニ 肥育牛に 係るもの	肥育牛一頭に つき二十七万 二千三百円	以十 年内	以三 年内

とする取決めに従いその酪農又は肉用牛生産の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な資金	材の購入又は設置に要する資金	(イ) ほ育苗成牛に係るもの	ほ育苗成牛一頭につき二十万七千円	十年以内	三年以内
--	----------------	----------------	------------------	------	------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県畜産振興資金貸付規則（昭和五十九年十一月鳥取県規則第八十号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥取県畜産振興貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第八条第一項に規定する職業訓練」を「第二十条に規定する公共職業訓練若しくは同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百八十号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「職業訓練法施行令」を「職業能力開発促進法施行令」に改める。

鳥取県告示第九百八十一号

鳥取県畜産振興資金貸付基準（昭和五十九年十一月鳥取県告示第九百三十一号）は、昭和六十年十月十日限り廃止する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】